

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 欠席委員 増田 一幸

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)
- 議案第6号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)
- 議案第7号 農用地利用集積計画(案)について

6. 農地利用最適化推進委員 14名

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫
主任 高見 直輝 (書記)

8. 会議の概要

議 長	ただ今から、8月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 五月女秀作委員、9番大貫勇一委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、3番 増田一幸委員より出さ
	れております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号420号では、申請農地は、譲受人の自宅か
	ら近く、すでに、管理している農地とのことです。今後も耕作を行
	っていくことから、所有権を売買するものです。また、申請の事由
は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働	
力、技術、通作距離、耕作状況等についても問題がないと思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないこと	
から、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
6番	受付番号420号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。	

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。	
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。	
(議案第 2 号)	(発言なし)	
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。	
	ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。	
	(起立全員)	
	起立全員でありますので、議案第 1 号については、許可することに決定いたします。	
	引き続き、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。なお、新郷地区については、事務局より報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。	
事務局	農地法第 4 条の規定による許可申請について、受付番号 4 2 1 号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号 4 2 1 号の農地の区分については、生産力の高い概ね 1 0 ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第 1 種農地」と判断しました。申請農地は、昭和 4 5 年以前より宅地利用されていた場所とのことです。周辺地域では、長らくの間、ほ場整備事業が行われており、平成 1 9 年には、換地処分が完了しております。今回、子供が敷地内で住宅の建築を計画したことで、改めて、自分の土地を調査したところ、申請農地を宅地として使用していたことが判明し、現況に合わせるため農家住宅敷の拡張として申請するものです。また、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。	
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
	事務局	受付番号 4 2 1 について調査報告いたします。
	事務局	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
		過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
		申請地は、(詳細に説明)です。
		なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
		私は現住所において、農業で生計をたてております。申請地は、戦

	<p>前より前の時代より、先祖代々宅地として利用されてきました。当地域は、長らくほ場整備施行のため、今日まで転用手続きを待っておりまして。先般、ようやく本換地になり、平成19年6月に換地処分が完了した次第です。可様な次第で、今回是正を致し適法な不動産と致したく、上記ご事情をご理解いただきよろしく御配慮下さいますようお願い申し上げます。なお、本申請地は、農用地区域（青地）でありましたところを県および市御当局の実地調査を仰ぎ、除外を致しましたところであります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。なお、新郷地区については、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号422号から436号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。まず、はじめに、受付番号427号についてですが、計画の変更があったことから今回、取下げとなっております。大変申し訳ございませんが、427号については、斜線を引いていただき、令和2年8月17日 受付番号440号、取下げと記入してください。</p> <p>それではご説明いたします。受付番号422号から426号、428号から430号、434号及び436号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号431号から433号の農地の区分については、生産力の高い</p>

概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。また、435号の農地区分については、農用地区域内の農地となります。まず、受付番号422号では、譲受人は、東京都渋谷区に事務所を置き、平成14年から主に不動産・投資事業を行っている法人です。近年、インターネット通販の利用等による物流施設の需要が拡大しており、新規の物流倉庫を建築できる場所を探していたとのことです。申請農地は、国道125号の沿線に位置し、国道122号線や東北自動車道も近く、物流倉庫用地としては最適な場所で、すでに、複数のテナントから申し込みを受領しているなど、今後の施設運用に問題はないとのことです。このことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解も得られたことで、今回、物流倉庫敷として申請するものです。また、申請するための添付資料の中には、事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を添付いたします。通常では、金融機関等が発行した融資証明書や残高証明書、または、預貯金通帳の写しを添付しています。今回の申請では、金融機関が提出した融資関心表明書という書面の添付がございましたのでご報告いたします。

次に、受付番号423号、424号、429号、430号及び434号では、太陽光発電施設を設けるものです。423号では、譲受人は、群馬県渋川市に事務所を置き、平成30年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、太陽光発電施設が建設され、農地の広がりがない場所となっています。周辺は、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。424号及び430号では、譲受人が一緒のため、一括して説明いたします。譲受人は、群馬県邑楽郡板倉町に事務所を置き、平成19年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。424号では、申請農地は、現在、管理はされておりますが、国道122号線や既存宅地で囲まれ、周辺はすでに太陽光発電施設が建ち並ぶなど農地のつながりが無く、集積の困難な場所となっています。また、周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込めることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。430号では、申請農地は、既存宅地や会社・福祉施設に囲まれ農地の広がりがなく集積の困難な場所です。また、周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込めることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。429号では、譲受人は、東京都豊島区に事務所を置き、平成25年

から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、現在、保全管理はされておりますが、東側は国道122号線、北側は秩父鉄道の線路に囲まれ、農地の広がりがなく、集積の困難な場所です。また、周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並び太陽光をさえぎる高い建物がなく、採算性も十分に見込めることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。434号では、譲受人は、千葉県匝瑳市に事務所を置き、昭和57年に設立し、現在では、主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、太陽光発電施設が建設され、農地の広がりがない場所となっております。周辺は、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。なお、すべての案件で、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっております。受付番号425号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和37年から主に社会福祉事業を行っている法人です。申請農地は、昭和58年当時から、運動場敷地の一部として譲渡人より賃借していたものです。また、平成27年には、この運動場敷地に体育館を建設したことで、現在は、植栽地の一部となっております。今回、譲渡人より売買したい意向があり、改めて地目等を確認したところ、農地のままであることが判明したため、福祉施設の拡張として申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和2年6月に、農用地区域からの除外の許可を受けております。受付番号426号では、譲渡人は、425号と同一の法人となっております。申請農地は、譲受人の所在地のすぐ南側に位置しています。当初の計画では、駐車場敷地として運用していくものでしたが、入所施設の一つであるときわ寮の耐震診断を行ったところ、早急に耐震補強工事が必要であるとのことでした。しかしながら、建物は建築後40年以上経過し、老朽化もしていることから建替えを考えなければならなかったそうです。このことから、申請農地に新規の施設を建築し、既存の施設は取り壊し、駐車場を設ける計画として、今回、申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和元年6月に、農用地区域からの除外の許可を受けており、使用目的も駐車場敷から福祉施設敷として変更しています。受付番号428では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和57年から主に医療・福祉に関する事業を行っている法人です。譲渡人は、埼玉県より、回復期(かいふくき)リハビリテーション及び地

域包括ケアに係る施設の開設許可通知を昨年の12月に受けました。このことから、増築場所を考えていたところ、病院敷地内の職員駐車場に計画することが最良であるとのことでした。しかしながら、職員用の72台分の駐車場が減少することから代替地を探していたところ、申請農地は、羽生総合病院のすぐ南側に隣接し、職員への利便性がよく、また、譲渡人の了解も得られたことから、今回、駐車場敷として申請するものです。受付番号431号及び433号では、自己用住宅を設けるものです。431号では、譲渡人は、譲受人の母の姉になります。譲受人は、実家で両親と同居しており、現在、両親、夫、子供2人の6人で暮らしています。子供も大きくなり、今の住まいでは、手狭になっていることから、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、実家のすぐ北側に隣接し、今の生活環境を変えずに暮らせることからとても最適地とのことでした。また、譲渡人の了解も得られたことで、今回、申請するものです。433号では、譲受人と譲渡人は親子となっています。譲受人は、現在、市内のアパートで妻と2人で暮らしています。現状の借家住まいでは、何かと不経済で、将来の生活を思うと自分の住宅を建築したいと考えていました。両親に相談したところ、譲渡人である父が所有している農地へ建築しても良いことになったそうです。申請農地は、譲渡人の自宅のすぐ南側に隣接しており、お互いに協力して暮らせることで、とても最適地であることから、今回申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和2年6月に、農用地区域からの除外の許可を受けております。受付番号432号では、譲渡人は、譲受人の母親と弟となっています。譲受人は、現在、母親と2人で暮らしています。申請農地は、既存住宅の隣接地で、申請人3人で共有し、それぞれ3分の1の持ち分となっています。譲受人の今の住まいは、老朽化が進み、とても不便な生活環境であることから増築を行うために、今回、農家住宅敷の拡張として申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和元年10月に、農用地区域からの除外の許可を受けております。受付番号435号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和28年から主に小売業を行っている法人です。また、昨年からは三田ヶ谷地区の観光農園地域でイチゴ農園を開設した法人でもあります。今回、農園の一部を農業用施設敷として従業員用駐車場等に使用するため、今回、申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域内（通称：青地）にある農地ですが、農業用施設用地としての用途区分のみを変更するもので、農用地区

	<p>域（通称：青地）からの除外を行わない軽微な変更として、令和2年8月に市より証明がされています。受付番号436号では、譲受人は市内に事務所を置き、平成13年から主に生涯スポーツとしての滑空スポーツの普及及び振興を目的にしている特定非営利活動法人です。譲受人は、スカイスポーツ公園の北側にある滑走場を拠点にグライダー飛行を主に行っています。しかしながら、会員の駐車場や体験搭乗者用の駐車場がなく、市の公園駐車場を使用していたとのことです。申請農地は、既存宅地に囲まれ集積のできない場所です。かつ、拠点である滑走場からも白地の農地の中では近い位置にあるとのことです。（約1.2km）このことから、設置の計画を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから、今回、駐車場敷として申請するものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えています。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号422号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地に物流倉庫を設置したく申請します。首都圏中央連絡自動車道及びインターチェンジなどの整備及び供用開始に伴い、インターチェンジ周辺や主要な幹線道路を介して高速道路網に繋がることのできる地区への産業系土地利用としての活用の需要が高まってきています。特に、近年の物流不動産業界では、アマゾンや楽天等のインターネット通販などの利用の拡大のほか、ITを活用した物流の効率化等を背景に、大手不動産会社や外資系物流ファンドなどの積極的な投資が物流施設などで拡大してきています。弊社では、事業実施に向けた事業用地の先行的な取得から売買、賃貸の仲介までを一貫して行うことにより、多くの地区で着実に事業化に繋がっています。土地の選定にあたっては、進出希望事業者の要望等を踏まえ、必要規模の用地確保の可能性を既存市街化区域内から探ったものの、市街化区域内での確保が難しいため、農業振興地域内（市街化調整区域）での可能地を各種条件に基づいて絞り込みを行い、進出希望事業者の要望等を満たす敷地の土地所有者から土地を譲り受ける話がまとまりましたので、申請地を選定しました。申請地は、</p>

3番	受付番号424号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当該事業を行う条件として当社では、日当たりの確保ができること、電柱（系統連系点）が可能であること、保守、管理の観点から自社から交通の便の良いこと、隣接地に影響がないように設置工事が行えること、転用によって付近の農地に悪影響を及ぼさない場所にあること、以上を満たす必要があり、すべての条件をクリアしている
	当該地について地権者様との売買契約が整いました。農振法との関係、都市計画法との関係、土地の状況等の設置条件を満たすため、当該地を選定いたしました。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
9番	受付番号425号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	昭和58年当時、 の運動場敷地として土地を賃借する目的で、
	当該地に隣接する土地（地番 ）の農振除外・農地転用許可の申請を行いました。その際、
	当該地については地権者の意向により分筆をせず、地番
	の一部を運動場敷地として賃貸借することで地権者と合意しました。
	しかしながら、当時は地権者及び当法人共に当該地が農業振興地域であることを失念しておりました。現在は、運動場敷地には体育館
	が平成27年に建設され、当
	該地は植栽地の一部となっています。この度、賃貸人である
	より当該地の売却の申し出があり、令和元年5月24日付で
	からの分筆登記を行いました。その際、当
	該地の登記事項全部証明書を確認したところ、地目が「畑」となっ
	ており、念のため羽生市経済環境部農政課に確認をしたところ当該
	地が農業振興地域であることが判明いたしました。前述の経緯にて、
	農振除外の申出書および貼付書類等を準備し、令和元年10月25
	日に羽生市経済環境部農政課へ提出を致しました。令和2年6月9

	<p>日、羽生市経済環境部農政課より、申請地が農業振興市域内農用地からの除外手続きが完了した旨通知がありましたので、今回、農地法第5条の規定による許可申請書を提出させて頂きました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号426号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当法人は、羽生市 におきまして障害者支援施設・福祉型障害児入所施設「 」(定員70名)、障害者支援施設「 」(定員80名)同じく「 」(定員140名)の3施設を運営しております。(資料1及び資料2参照)また、下川崎地区に障害者支援施設「 」(定員40名)、特別養護老人ホーム「 」(定員120名※内ショートステイ20名)、羽生市内6ヶ所に障害者共同生活援助施設(定員計63名)、 におきまして保育園、障害者通所支援施設等の社会福祉事業を運営しております。このたび、障害者支援施設「 」の移転先用地について、農業振興地域内農用地区域からの除外手続きの申請をさせていただくものです。 女子寮(鉄筋コンクリート造、一部軽量鉄骨建838.65㎡)は昭和50年に、同男子寮(重量鉄筋造3階建840.71㎡)は昭和54年にそれぞれ整備した施設です。東日本大震災等で各地に甚大な被害があったことを踏まえ、監督官所からの指示により平成25年度に施設の耐震診断を実施した結果、それぞれ建物に相応の耐震補強工事が必要であると診断され(資料3参照)、続いて設計事務所に耐震補強に掛かる概算費用の算出を依頼したところ、当該工事には約6500万円の費用が必要であることが判明いたしました。(資料4参照)</p> <p>しかしながら、当建物は建設後すでに40余年が経過していることから、相当の費用を掛けて耐震補強工事を施したとしても今後も更に多額の老朽改修費が見込まれるため、この機会に施設の全面改築を行い早急に施設入所者の安全を確保したいと考えております。障害者支援施設の設備基準については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」により居室の必要面積や廊下幅などが細かく定められておりますが、 は昭和50年当時の基準で整備されており、現行制度のそれには適っておらず「経過措置」の適用を受けています。もし、現在の施設の所在地に新た</p>

	<p>な建物を建築する場合、その間の利用者の住居として現行制度の基準に適った仮設施設を用意しなければなりません、現実的には非常に困難であります。よって、今回の申請地に現行制度に適った施設を新築し、竣工後、速やかに入居者を転居させたいと考えております。今回の申請地は既存の 敷地から市道 号を挟んだ東側に位置しており利用者の生活環境が殆ど変わらず、環境の変化に脆弱な特性を持つ知的障がい者に大きな影響を及ぼさないこと、平成24年に整備した多目的棟が引き続き利用できること、また、非常時（事故、災害時等）にも、改築前と同様に隣接する法人内他施設（ ）及び協定を締結している社会福祉法人 と連携して対応することが可能であるという事です。また、別添資料「 耐震診断後の計画推移」に平成25年に実施した 耐震診断後の耐震補強案、 移築案等の計画の推移を示しましたが、本事業計画書2.（1）～（3）の理由から今回、農地転用申請を提出する次第です。有識者によりますと今後、関東圏域に大規模な地震が起こる可能性もあると言われており、また、想定外の台風による災害も起きたばかりであることも考慮すると、本計画を早急に実行し、入所者の安全と併せて快適な生活環境を整備することが急務と考えますので、格別なるご高配を賜りたく宜しくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号428号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当病院は、市内 より新築移転し2年が経過いたしました。</p> <p>外来患者数は順調に伸びておりますが、本年は、新型コロナウイルス感染症発生の影響が出ているところでもあります。現在、認可病床数311床、診療科目は内科、呼吸器内科等26科目、診療施設としては緊急センター、外来化学療法センターや通所リハビリテーション等10の診療施設を開設しております。職員数は、常勤医師46名など539名で、非常勤は、医師124名を含め195名、計734名（令和2年3月31日現在）の体制で治療に取り組んでおります。予てから要望致しておりました第7次埼玉県地域保健医療計画の申請につきまして、埼玉県より平成元年12月23日付で、</p>

	<p>回復期リハビリテーション、地域包括ケアに係る整備病床数80床の開設（変更）の許可通知を受けたところです。さらに、この保健医療計画変更に合わせて、羽生市長より病児保育設置の要望も受けております。このことを踏まえ、当院の増築計画を進めておりますが、増築場所については、現在、職員用駐車場として利用している場所に建築することが、既存棟の連携等を踏まえると最良の場所でございます。病棟増築においては、職員用駐車場72台分が減少いたしますことから、職員用駐車場の確保に向けてこれまで当病院の周辺部にて土地を探してまいりました。この度、病院に隣接する申請地について、土地所有者の内諾が得られたところであり、病棟増築に伴い減少する職員用駐車場を整備すべく申請を致すものです。当病院は、羽生市の基幹病院として、さらには周辺市の患者も通院する総合病院としての使命を踏まえ、医療ニーズの役割と期待に応えて参りたいと考えております。なお、申請地での駐車台数は62台ありますが、減少台数72台との差10台は、周辺地での用地確保が難しいため、現病院敷地内で対応して参りたいと考えております。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号429号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成25年10月29日に設立し、太陽光発電システム及びその設備設計、施工、販売、管理及び保守とそれに関連する一切の事業を行っております。事業のエリアは、北関東と長野県に展開し、前期売上高は、70億円を超え、これまで好調の内に推移してまいりました。本計画においては、今後とも再生可能エネルギーの推進が一層図られるものと考え、特に平坦地の多い埼玉県東部に着目し、事業を推進し業績の発展を図るものであります。当該用地については、周辺に日照りを遮るような建物が存在しないことから、太陽光発電事業としては、非常に優れた業績が期待できます。また、国の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では、石炭による発電事業を縮小または廃止し、2030年までに国の電源構成の内、22～24%を再生可能エネルギーで賄うことが目標とされております。本事業を推進していくことが、ひいてはCO2削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することとなります。弊社といた</p>

	<p>しましては、別紙事業計画書のとおり本計画を進めていきたいと考えており、許可を賜りたくここに申請する次第であります。何卒、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号430号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当該事業を行う条件として当社では、日当たりの確保ができること、電柱（系統連系点）が可能であること、保守、管理の観点から自社から交通の便の良いこと、隣接地に影響がないように設置工事が行えること、転用によって付近の農地に悪影響を及ぼさない場所にあること、以上を満たす必要があり、すべての条件をクリアしている当該地について地権者様との売買契約が整いました。農振法との関係、都市計画法との関係、土地の状況等の設置条件をみため、当該地を選定いたしました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号431号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在、実家で両親と同居しておりますが、子供2人が成長するとともに手狭になってきたこともあり、独立をして新たに自己用住宅の建築を計画しています。今般、銀行から融資を受けられることになり、資金計画のめどがついたことから申請地を譲って頂けることになりました。申請地は祖父から伯母が相続した土地であり、実家の北側隣地に隣接しているため、住み慣れた地域で生活を継続できます。また、申請地は敷地に余裕があるので、希望の間取りも実現出来ますし、駐車スペースも十分です。この土地を選定し、申請に至りました。私には他に建築できる土地・建物はありません。何卒許可して頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
10番	<p>受付番号432号について調査報告いたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、 農家としては、大変狭
	い敷地で農耕を営んでおります。当地域は長らくほ場整備施行のため、今日まで転用手続きを待っており、大変窮屈な昔ながらの生活をしておりました。ようやく換地も終わり、平成18年2月に換地処分が完了した次第です。老朽家屋にて急場を凌いでおりました。また、便所・風呂場も外部にあり、大変不便な生活でありました。ようやく換地後10年も経過し、北側の敷地に農家用住宅・物置を建築し、現代的な生活で暮らせるよう、今回の申請に及んだ次第です。今までは吸取・マキ風呂等本当に大変でした。今後は文化的な最低でもよい生活環境で暮らし、これから農耕についても機械類等いろいろ準備致し、少しずつ農業経営を拡張していきたいと思っております。上記ご事情を御理解いただき、よろしく御配慮下さいますようお願い申し上げます。
	なお、本申請地は農用地区域（青地）でありましたところを県および市御当局の实地調査を仰ぎ、除外を致しましたところであります。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号433号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在、 へ勤務している です。 家族は妻と2人で、平成24年10月結婚以来、現在のアパートに借家住まいをしております。これから先、借家住まいでは不経済・不損失でありますので、何とか結婚当初より、自分の家を持ちたいと心がけてまいりましたが、資金の都合上実現せず、今日に至ってしまいました。実家の両親に相談し、妻と共に話し合いの上、今回の申請をお願いするものです。夫の勤務は時々夜勤もあり、両親の農繁期には時々手伝いもしなくてはなりませんので、申請地は実家の南隣地であるので、立地が最適地であり、一同大変喜んでおるところであります。なお、本申請地は農用地区域（青地）でありましたところを県及び市御当局の实地調査を仰ぎ除外を致しましたところあります。上記ご事情をご理

	<p>解いただき、よろしく御配慮くださいますよう、御願ひ申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
2番	<p>受付番号434号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>東京から2時間以内で通える範囲で以下の条件を満たす土地を候補地として探しました。面積が850㎡から1500㎡。南側に背の高い障害物がなく、十分な日照を得られる。工事、メンテナンス用に進入するための接道がある。この条件を満たす土地で、地権者様と交渉をした結果、今回の申請地で太陽光発電を実施する形となりました。太陽光発電用地として適切な広さは850から1500㎡としている。これはパネルを設置して、かつ安全性を保つために通路面積も確保するために必要な面積としている。㎡は太陽光発電用地として適しています。今回の申請地は売電価格は14円となっており、約12年で回収ができる見通しとなっています。今回の申請地は平たんで傾斜がなく、土砂災害等には影響はありません。また、切土・盛土はしないために土地の形状を変えることもありません。周辺の土地に被害が生じない様十分配慮致します。万が一被害が生じた場合は、迅速に対処致します。草刈りは年2回以上実施予定となっております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
2番	<p>受付番号435号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、平成元年より羽生市にて小売業を開始いたしました。現在、羽生市内に4店舗、群馬県邑楽郡明和町に1店舗、群馬県館林市に1店舗の計6店舗のスーパー、レストラン及び指定管理者としてを運営しています。小売業の経験を活かし、生産から販売までを行うため2020年より、1.3haの農地を借り受け、施設いちご栽培による農業参入を果たしました。当初の計画では、自社スーパーへの出荷販売を予定しておりましたが、ハウスへの来</p>

	<p>客が想定よりも多く、直売をせざるを得ない状況です。当該農地において、いちごの直売を行うにあたり、作業効率の向上、従業員の労働環境の改善を目的として、バック詰め等の作業場、直売所、事務所、従業員休憩スペース、従業員トイレ及び駐車場の設置をするため農地転用の申請をする次第です。既利用の土地を含め、既設の生産ハウスと一体利用することにより作業効率が向上いたします。また、トイレの設置や駐車場、休憩スペースを設けることで従業員の労働環境の改善に寄与するものと思います。関係法令の遵守はもとより、周辺への影響がないように努めたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
6番	<p>受付番号436号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当法人は平成13年に設立し、生涯スポーツとしての滑空スポーツの普及及び振興を図る活動等を行っています。本法人の会員は22名おり、活動に際しては公園の駐車場を利用して駐車しておりますが、管理者である羽生市より、会員の車両の駐車場への駐車は望ましくない旨指導されています。併せて、体験搭乗者等の利用者の車両の駐車場等も別の場所に行くように指導されています。また、現在の資機材の利用地は利根川堤防上にあり、水害等の安全性は高いのですが、反面、風害のリスクが高く、近年発生頻度が増えてきた強風等にあたっては、グライダー等の資機材の飛ばされるリスクが高く、周辺の民家へ被害を与えるようなことがあった場合に大変な責任が発生してしまうため、これを避けるべく資機材を避難させる用地も必要です。本法人所在地周辺は農用地区域に指定されており、また、上記の必要性を満たせる宅地や雑種地も周囲にありません。本件申請地は農用地区域外で最も本法人所在地に近接しており、また、滑走路への搬入路に隣接した用地であり、上記の必要性を満たせる規模にあります。なお、本件申請地から本法人所在地までは主に徒歩にて移動します。以上から、本件申請地を本法人の会員及び利用者の駐車場並びに緊急避難時の資材置場として利用したく申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>

議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。
8 番	受付番号422号の融資関心表明書について、もう一度詳しく説明を聞かせてください。
事務局	お手元にあります融資関心表明書をご覧ください。融資関心表明書のご説明と、この受付番号422号の事務局の考えをご説明いたします。まず、1行目2行目を読みますと、「融資について関心があり、融資を検討する用意がある」ことを表明するだけに留まっています。さらに5行下を読みますと、「今後、融資に関する検討を前提に、関心を表明することに留まり、融資義務を負うものではない」と記載されています。この内容から見ると、先ほどご説明しました、融資を行うことや受けられる証明なのか、疑義が生じたため、県に協議を行いました。すみません、この表明書の裏面の黄色で塗った場所を見ていただきたいと思います。県からは、申請書に添付する「資力及び信用があることを証する書面」には、該当しないとの回答でした。「融資関心表明書：銀行等が事業者から具体的な説明を受けることなく発出できるものとのこと。」譲受人には、その旨をすでに伝えており、現在、融資関心表明書に代わる書面の用意をいただいているところです。事務局といたしましては、今回の受付番号422号については、他の案件と内容が違うことから、採決に関しましては、他の案件とは別に単独でお願いしたいと思います。つきましては、事務局の（案）ではございますが、今回の受付番号422号の申請についてですが、譲渡人、譲受人の了解が得られていること。他法令の許可見込みがあること。（開発許可、道路使用許可）そのほかの書類は、すべてそろっていること。「融資関心表明書」が、添付書類に該当しないと伝えると、すぐに融資等に関する書類をそろえていただいていること。このことから、事務局の案では、融資等に関する書類がそろえば、許可の見込みが確実と思われる、融資の証明書等の添付を条件ととらえ、「条件付き許可相当」として、県知事へ報告していきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	（発言なし）
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	なお、受付番号422号については、事務局の説明のとおり、他の案件とは別に採決を行いたいと思いますが、ご意見ございませんか。
	（異議なし）
	それでは、受付番号422号については、他の案件とは別に採決す

	<p>ることといたします。はじめに、受付番号422号以外についてお伺いします。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号422号以外の13件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号422号以外の13件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号422号の案件については、条件付き許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号422号の案件については、条件付き許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第4号)	<p>続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、受付番号437号についてをご説明します。こちらは、今年の6月1日付で県より許可書が出されている案件です。今回、申請書の内容に変更が生じたことから申請するものです。変更内容は、権利の種類について、「賃貸借」から「地上権」へ、また、権利の存続期間を「20年」から「21年」に変更するものです。権利の種類を「地上権」にすることは、土地登記簿において、「権利者その他の事項」欄へ掲載することができ、申請内容を明確にしたいとのこと。また、権利の存続期間を「21年」にしているのは、権利の設定契約書において、地上権の存続期間が21年になっていたことによる変更になります。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
2番	<p>受付番号437号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、(詳細に説明)です。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>

議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。	
推進委員	賃借権と地上権はどういう違いがありますか。	
事務局	地上権は、土地登記簿において「権利者その他の事項」欄へ掲載することができ、賃借権はそれができません。	
	(発言なし)	
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。	
(議案第5号) (議案第6号)	ただいま議題となっている議案第4号 については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。	
	(挙手全員)	
	挙手全員でありますので、議案第4号 については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。	
	続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第6号 農用地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。	
	事務局	議案第5号及び議案第6号 農用地利用集積計画(案)について説明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸し借り等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第5号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画(案)となっております。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、最後は「地目」、「面積」と対象農地の情報となります。18ページをご覧ください。埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画(案)の合計が表の右下に記載されてございます。合計人数として71人、面積 田 220, 229㎡となっております。引き続き 議案第6号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に使用貸借権を設定する計画(案)となっております。19ページをご覧ください。使用貸借権を設定する計画(案)の合計が表の右下に記載されてございま

	<p>す。合計人数として4件、面積計 田 8, 434㎡ 畑 1, 929㎡ 合計 10, 363㎡となっております。</p> <p>以上で、議案第5号及び議案第6号 農用地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>	
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。</p>	
(議案第7号)	<p>だいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第5号及び議案第6号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第5号及び議案第6号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。</p> <p>続きまして、議案第7号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。当該利用配分計画(案)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、事案番号159号から172号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しましては、「委員」の退席を求めることとなります。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>	
	事務局	<p>議案第7号 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。この、農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ということから、今回の案件となっております。20ページをご覧くださいと思います。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地の情報で「賃借権の設定等を受ける土地」と続き、さらに右側が現在の賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」となり、一番右側が、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっております。「賃借権の設定等を受ける土地」については、先ほどの議案第5条及び6条の農地利用集積計画(案)で中間管理機構に対して、利用権の設定</p>

	<p>を行っている農地やすでに中間管理機構が借り受けている農地となっています。今後の流れですが、この配分計画（案）について、農業委員会は、意見を市に報告し、市はその意見を聞き、この配分計画（案）を中間管理機構へ回答します。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、11月1日に、賃借権等が設定される予定となっております。以上で、議案第7号 農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりましたので、大越委員の退席をお願いいたします。</p> <p>（委員の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第7号 農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、同意することに決定いたします。</p> <p>委員の入室をお願いします。</p> <p>（委員の入室）</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取りをお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査・審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として2件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第8号の規定による届出書についてでございますが、これは、認定電気通信事業者の携帯電話の中継基地（電波塔）の建設に関するものです。中継基地（電波塔）の建設は、許可ではなく、届出として速やかに建設できるよう農林水産省令で定めてあります。このことから、委員様の調査・審議もござ</p>

	<p>いませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり 1 件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定に係る合意解約となりますが、36 件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項 4 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、この届出は、農地改良面積 1000 m²未満で工事期間が一月以内の農地改良は、県知事許可ではなく、農業委員会への届出を行うものとなっています。ご覧のとおり 1 件ございました。農地改良における届出ではありますが、違反転用の監視ということで、地域の担当委員様へ調査をお願いし、確認をしていただいておりますので、受付番号 388 号につきまして、地区担当の川島委員様よりご報告のほどよろしく願いいたします。</p> <p>報告事項 5 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、申請人である譲渡人が死亡していたことによる取下げとなり、今回の議案第 3 号 受付番号 423 号では、相続人による申請が新たに出ているものです。</p> <p>報告事項 6 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請の取下げについてでございますが、こちらは、先月お話しした案件で、先月の議案書 議案第 3 号 受付番号 359 号で、斜線を引いていただき取下げと記入をしていただいた案件となりますので、ご報告させていただきます。</p> <p>報告事項 7 農地法の規定による許可一覧について（7 月分）でございますが、これは県許可のありました 7 月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5 条が 9 件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理の程、宜しく、申し上げます。</p> <p>① 9 月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地パトロールについて</p> <p>③ 令和元年度委員研修会の開催について</p> <p>④ 農地相談会について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年 8月 25日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____